

## 【漂着物学会 会則】

### 第1章 総 則

#### (名 称)

第1条 本会の名称は「漂着物学会（英名：Japan Driftological Society）」と称する。

#### (事務局)

第2条 本会を次の所在地に置く。

鹿児島県鹿児島市郡元一丁目 21-40 鹿児島大学南九州・南西諸島域イノベーションセンター

#### (目 的)

第3条 本会は漂着物学の進歩と普及、併せて会員相互の連携と親睦をはかることを目的とする。

#### (事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 会誌その他の出版物等の刊行
- (2) 漂着物に関する研究会、講演会、シンポジウム、観察会等の開催
- (3) ビーチコーミングネットワークの整備
- (4) その他前条の目的を達成するための事業

### 第2章 会 員

#### (種 別)

第5条 本会の会員は、次の3種類とする。

- (1) 個人会員：本会の目的に賛同して入会した個人
- (2) 団体会員：本会の目的に賛同して入会した企業・団体・機関
- (3) 賛助会員：本会の目的に賛同して入会した企業・団体・機関・個人

2 会員は、本会発行の会誌及び会報の配布を受け、併せて会誌、会報に投稿すること、本会主催の諸会合に出席することができる。

#### (入 会)

第6条 本会に入会しようとする者は、所定の手続きにて会長に申し込まなければならない。ただし、本会の目的に反する行為を行った者や、学会の名誉を著しく損なう行為を行った者に対しては、役員会にはかり、入会を拒むことができる。

#### (会 費)

第7条 会員は、別表1に定めるところにより会費を納入しなければならない。

#### 【別表1】

会員種別	年会費
個人会員	3,000 円
団体会員	5,000 円
賛助会員 一口	10,000 円（1口以上）

#### (会員の資格喪失)

第8条 会員が次の各号の一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である企業・団体・機関が消滅したとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき

(4) 除名されたとき

(退 会)

第9条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第10条 会員が次の一つに該当する場合には、総会において、出席した議決権を有する会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 本会の会則に違反したとき

(2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金の不返還)

第11条 既納の会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員

(種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

会長 1名 副会長 1名 会計 1名 事務局長 1名

編集委員長 1名 運営委員 若干名 監事 2名

(選任等)

第13条 役員は総会にて選任する。

2 監事については、会員以外の者から選任することができる。

3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(職 務)

第14条 会長は、本会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

3 会計は、本会における資産の管理、運用及び決算に関する業務を司る。

4 事務局長は、事務局を統括する。

5 編集委員長は、編集委員会を統括する。

6 運営委員は、本会の運営及び事業の推進をはかる。

7 監事は、次に掲げる業務を行う。

(1) 資産及び会計の状況を監査し、総会に報告すること。ただし、報告にあたっては代理人を指名して報告することができる。

(2) 資産及び会計の状況又は業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会、役員会に報告すること

(3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会若しくは役員会の招集を請求し、又は総会若しくは役員会を招集すること

(任 期)

第15条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解 任)

第16条 役員が次の各号の一つに該当する場合には、総会において出席をした議決権を有する会員の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき  
(報酬等)

第17条 役員は無給とする。

- 2 役員には、予算の範囲以内で費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し、必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(顧問)

第18条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会において選任し、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、総会及び役員会に出席し、意見を述べることができる。

#### 第4章 総会

(種類)

第19条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第20条 総会は、個人会員及び団体会員をもって構成する。

- 2 個人会員は、総会において、各1個の議決権を有する。
- 3 団体会員は、総会において、代表者1個の議決権を有する。

(権能)

第21条 総会は、この会則に別に定めるもののほか、次の本会の運営に関する重要な事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算についての事項
- (2) 事業報告及び収支決算についての事項
- (3) その他業務に関する重要事項で役員会において必要と認めるもの

(開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 役員会が必要と認め招集の請求をしたとき
  - (2) 第14条第7項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき
  - (3) 第14条第7項第3号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号に規定する場合を除き、会長が招集する。

- 2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも10日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、その総会において、出席会員の中から選出する。

(議決)

第25条 総会の議事は、この会則に規定するもののほか、出席した議決権を有する会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。

(議事録)

第26条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 審議事項及び議決事項
- (3) 議事の経過の概要及びその結果

## 第5章 役員会

(構成)

第27条 役員会は、監事以外の役員をもって構成する。

(権能)

第28条 役員会は、この会則に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(種類及び開催)

第29条 役員会は、通常役員会と臨時役員会の2種とする。

2 通常役員会は、年に1回開催する。

3 臨時役員会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 監事を除く役員現在数の3分の2以上から会議の目的を記載した書面をもって、招集の請求があったとき

たとき

- (3) 第14条第7項第3号の規定により、監事から招集の請求があったとき
- (4) 第14条第7項第3号の規定により、監事が招集したとき

(招集)

第30条 役員会は、前条第3項第4号に規定する場合を除き、会長が招集する。

2 役員会は、監事を除く役員現在数の過半数の出席で成立する。ただし、委任状を提出した者は出席とみなす。

3 臨時役員会は、必要に応じて電子メールやその他の通信手段を用いて審議を行い、決定することができる。この決定に関しては、監事を除く全役員の過半数の同意をもってなされる。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生じる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(会計年度)

第32条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 会則の変更及び解散

### (会則の変更)

第33条 この会則の変更は、総会議決を得なければならない。

### (解散)

第34条 本会は、総会において出席した議決権を有する会員の4分の3以上の議決を経なければ解散できないものとする。

### (残余資産の処分)

第35条 本会の解散のときに有する資産は、総会において出席した議決権を有する会員の4分の3以上の議決を経て、本会と類似の目的を有する団体に寄附するものとする。

## 第8章 編集委員会

### (設置等)

第36条 本会に編集委員会を置く。編集委員会は編集委員長及び編集委員で構成し、編集委員長がこれを代表する。

### (選任等)

第37条 編集委員は若干名とし、編集委員長が役員会にはかって委嘱する。委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

### (職務)

第38条 編集委員会は、本会の発行する会誌その他の出版物の編集業務を主管する。

## 第9章 補則

### (委任)

第39条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、会長が定める。

附則1. この会則は2001年11月24日より施行する。

附則2. 必要に応じて役員の兼任は認める。ただし、監事はその他の役員を兼任することはできない。

附則3. この会則は2008年10月25日より施行する。

附則4. この会則は2010年11月20日より施行する。

附則5. この会則は2011年10月22日より施行する。

附則6. この会則は2018年10月13日より施行する。

附則7. この会則は2022年11月19日より施行する。